

ブロック規程（準則）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 このブロックは、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下「本部」という。）第一ブロックという。

（事 務 所）

第2条 このブロックの事務所を東京都千代田区または東京都中央区に置く。

（目的および事業）

第3条 このブロックは、本部定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的を達成するため本部が行う同第4条の事業を推進し、かつ本部の会務運営に関する連絡ならびにその活動を遂行することを目的とする。

第2章 所属会員

（所属会員の種別および資格）

第4条 このブロックの所属会員は正会員、準会員の二種とする。

2 このブロックの正会員は、本部における正会員のうち、このブロックの地域内に事務所を有する者とする。

3 このブロックの準会員は、本部における準会員のうち、このブロックの地域内に事務所を有する者とする。

（懲罰申請）

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、ブロック長はブロック役員会の承認を得て、会長へ懲罰審査請求をしなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられたとき
- (3) 宅地建物取引業法違反による処分をされたとき
- (4) 定款その他の規則に違反したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 役 員

（種別および数）

第6条 このブロックに次の役員をおき、その任期は2年とする。

ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期期間とする。

- (1) ブロック幹事 23名以上60名以内とし、下記を含む。
うちブロック長 1名、副ブロック長 1名以上5名以内
ブロック幹事長 1名、ブロック副幹事長 1名ないし2名
ブロック常任幹事 7名
 - (2) ブロック監査役 2名以上5名以内
- 2 役員は再任されることができる。

(選 任)

第7条 ブロック役員は、このブロックに所属する正会員（法人会員の場合は、その代表者）のなかからブロック総会において選任する。

ただし、ブロック長はブロック総会において選出し、会長はこれを認証するものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、ブロック役員会において必要と認めるときは、正会員の正当な後継者とブロック役員会が認める者をブロック総会において、ブロック役員に選任することができる。

この場合、この正会員の代表者は、ブロック役員になることはできない。

(職務および権限)

第8条 ブロック長はブロックを代表し、ブロックの業務を総理する。

- 2 副ブロック長はブロック長を補佐し、ブロック長事故あるときはあらかじめブロック長の定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 ブロック幹事長はブロック長を補佐し、ブロックの業務を総轄する。
- 4 ブロック副幹事長はブロック幹事長の職務を補佐する。
- 5 ブロック常任幹事は常任委員会の委員長とし、委員会に分担された業務を掌理する。
- 6 ブロック幹事は、ブロック役員会を構成し、ブロックの業務を執行する。
- 7 ブロック監査役はブロックの財務および業務の状況を監査し、ブロック総会に報告しなければならない。

(顧問、相談役、参与)

第9条 このブロックに顧問、相談役および参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役および参与は、ブロック役員会の承認を得てブロック長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役および参与の任期は、これを委嘱したブロック長の在任期間とする。

(解 任)

第10条 ブロック役員で、役員としてふさわしくない行為のあったときは、ブロック総会の決議により解任することができる。

- 2 ブロック長が本部理事の地位を失ったときにはブロック長も解職するものとする。
- 3 ブロック役員は正会員の資格を喪失したときに、その資格を喪失する。

第4章 会 議

(種 別)

第11条 ブロックの会議は、ブロック総会、ブロック役員会およびブロック常任幹事会の3種

とする。

(ブロック総会の構成および招集)

第12条 ブロック総会は、ブロック所属の正会員をもって構成する。ただし、ブロック所属の準会員は、ブロック総会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 ブロック総会は、事業年度終了後1ヶ月以内に開催し、臨時ブロック総会は、ブロック役員会が開催の必要を認めたとときもしくはブロック所属の正会員の3分の1以上および本部から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときに開催する。
- 3 ブロック総会はブロック長が招集する。
- 4 ブロック総会の招集は開催日の7日前までに会議の日時、場所および付議事項を示して所属会員に通知しなければならない。

(ブロック総会の決議事項および報告事項)

第13条 ブロック総会は、この規程に別に定めるもののほか次の(1)の事項を決議する。

また、ブロック長は次の(2)の事項について、ブロック総会において報告しなければならない。

- (1) 決議を要する事項
 - (イ) ブロック長(候補者)の選出
 - (ロ) ブロック役員を選任
 - (ハ) 定款第40条第5項により推薦する理事候補者の選出
 - (ニ) その他運営上重要な事項
- (2) 報告を要する事項
 - (イ) ブロックの事業計画案および予算案
 - (ロ) ブロックの事業報告および決算

(ブロック総会の議事運営)

第14条 ブロック総会の議事運営は定款第18条、第20条第1項ないし第22条、および定款施行規則第10条を準用する。

- 2 前項の準用においては次の各号の読み替えを行うものとする。
 - (1) 社員総会 → ブロック総会
 - (2) 理事会 → ブロック役員会
 - (3) 社員 → 正会員
- 3 ブロック総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 開催された日時および場所
 - (2) 議事の経過の要領およびその結果
 - (3) 出席した正会員の人数
 - (4) その他ブロック役員会で定める事項

(ブロック役員会の構成および招集)

第15条 ブロック役員会はブロック幹事をもって構成する。

- 2 ブロック役員会はブロック長が招集する。
- 3 ブロック監査役はブロック役員会に出席することができる。

(ブロック役員会の決議事項)

第16条 ブロック役員会はこの規程に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) ブロックの事業計画案および予算案に関する事項
- (2) ブロック事業報告および決算に関する事項
- (3) ブロック総会において決議した事項の執行に関する事項
- (4) ブロック総会より委任された事項
- (5) 本部より付託された事項
- (6) ブロック総会に付議すべき事項
- (7) ブロック規程の改廃に関する事項
- (8) その他業務運営上必要な事項

(ブロック役員会の議事運営)

第17条 ブロック役員会の議事運営は定款第33条、34条、および定款施行規則第11条第2項の規定に準じてこれを行う。

2 準用においては次の各号の通り読み替えを行うものとする。

- (1) 理事会 → ブロック役員会
- (2) 会長 → ブロック長
- (3) 理事 → ブロック幹事
- (4) 監事 → ブロック監査役

3 ブロック役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催された日時および場所
- (2) 議事の経過の要領およびその結果
- (3) 出席したブロック幹事、ブロック監査役の人数
- (4) その他ブロック役員会で定める事項

(ブロック常任幹事会の構成および招集)

第18条 ブロック常任幹事会は、ブロック長、副ブロック長、幹事長、副幹事長、常任幹事およびブロック選出の本部理事をもって構成する。

2 ブロック常任幹事会はブロック長が招集する。

(ブロック常任幹事会の決議事項)

第19条 ブロック常任幹事会はこの規定に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) ブロック役員会で決定した事項の執行に関する事項
- (2) ブロック役員会より委任された事項
- (3) ブロック役員会に付議すべき事項
- (4) その他緊急を要する事項

(ブロック常任幹事会の議事運営)

第20条 ブロック常任幹事会の議事運営は定款33条、第34条ないし定款施行規則第11条第2項の規定に準じてこれを行う。

第5章 委員会

(委員会)

第21条 ブロックは第3条の目的達成のため定款施行規則第31条に準じて委員会を置く。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第22条 このブロックの事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費の支弁)

第23条 このブロックの経費は本部交付金、その他の収入により支弁する。

(予算)

第24条 このブロックの予算は、ブロック役員会の承認を得、会長に提出し、本部理事会の承認を受けなければならない。

(決算)

第25条 ブロックの決算は、事業年度終了後10日以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録とともに、ブロック監査役の監査を経て、ブロック役員会の承認を得、会長に提出しなければならない。

(資産の管理)

第26条 このブロックの資産は、本部財務規約およびブロック役員会の定める方法に従ってブロック長が管理する。

(備え付け帳簿)

第27条 このブロックは、次に掲げる帳簿を事務所に備え付けるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 財産目録
- (3) 金銭出納帳
- (4) 銀行勘定帳
- (5) 元帳
- (6) ブロック総会議事録綴
- (7) ブロック役員会議事録綴

第7章 ブロック事務局

(ブロック事務局)

第28条 このブロックの業務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 ブロック事務局に事務局員を置くことができる。
- 3 ブロック事務局の事務局諸規程については、ブロック役員会の意見を聞いて本部において作成し、本部の理事会の承認を得て別に定める。

第 8 章 雑 則

(報 告)

第29条 ブロック長は、この規程に定めるもののほか次の事項について、本部に報告しなければならない。

- (1) ブロック総会の決議事項
- (2) 執行しようとする事業の概要
- (3) ブロック各会議の開催日程

2 ブロック長は、次の各号の1に該当する事項があったときは、ただちに本部へ報告しなければならない。

- (1) ブロック所属会員の変更
- (2) ブロック役員の変更

(定款の準用および内規)

第30条 この規程に定めのない事項については、定款および同施行規則の規定に準ずるものとし、また業務執行上必要な細部の事項については、ブロック役員会の決議を経て別に内規で定める。

(規程の改廃)

第31条 このブロック規程の改廃は、ブロック役員会の決議を経て本部の理事会の承認を得なければならない。

ただし、この場合は次のブロック総会に報告しなければならない。

2 定款および同施行規則が改正されたときは、ブロック役員会において、これに準じ改正しなければならない。

附 則

- 1 このブロック規程は、令和5年4月1日より施行する。
- 2 第6条1項の定めにかかわらず、令和5年度ブロック総会で選任される最初の役員の任期は、令和6年度ブロック総会終結の時までとする。
- 3 従前の千代田中央支部規程は廃止する。